仙台市地域防災計画(原子力災害対策編)修正案 新旧対照表(抄)

旧頁	IB	新	備考
旧頁 P7 第第5 市 災	1. 仙台市の概況 (1) 地理的位置 本市は、東北地方中部太平洋岸、県の中部に位置し、東西 50.58km、南北 3 積は 785.85km2であり、北東に七ヶ浜町と多賀城市、北に利府町、富谷市、力色麻町、南に川崎町、村田町、名取市、そして西に県境をはさんで山形県尾花法及び山形市といった 12 の市や町と隣接している。 (2) ~ (4) 略 (5) 人口動向 ア 本市の人口 平成 28 年 12 月 1 日現在の住民基本台帳人口では、本市の人口総数は 1.0 名。そのうち、災害時要援護者となる可能性のある 5 歳未満の乳幼児は 4.3%の高齢者は 22.4%となっている。また、外国人住民人口は、12.157人となって中略) 麦1.5-3 仙台市の人口 項目 坂・割合 人口 (H28) 大田(H28) 大田(H28) 大田(H28) 大田(H28) 大田(田28) 大田(田28) 本部別人は、12.157人を対理を含む、34.1% 名5歳以上 22.4% 外国人住民人口は、12.157人を対理廃発から50km圏内の人口(H17) 名5.634人 富城野区 33.595人 古林区 2.039人 田所)人口総数、外国人住民人口は平成28 年13 月 1 日現在の住民基本川原発からの75km 圏内の人口は平成17 年回勢調査に基づく原子力規制を対する場合によるように、年間で2千万人程度の観光等またもあり、これまり、三大まつり (仙台・青葉まつり、山台とタまつり、S E NDA 1 光のト)は合計で 5.5 百万人程度の観光等またもあり、三大まつり (仙台・青葉まつり、山台とタまつり、S E NDA 1 光のト)との計で 5.5 百万人程度の観光等またもあり、これまり、三大まつり (仙台・青葉まつり、山台とタまつり、S E NDA 1 光のト)は合計で 5.5 百万人程度の規がある。	1. 仙台市の概況 (1) 地理的位置 本市は、東北地方中部太平洋岸、県の中部に位置し、東西 50.58km、南北 31.20km、而間 および 信、東根市	令和元点を の の で 正 の 修 正 の 修 正
		ページェン <u>り</u> の観光客が本市を訪れており、三大まつり(仙台・青葉まつり、仙台七夕まつり、SEN	時点修正

旧頁		新 	備考
	表 1. 5-5 仙台市への観光客と三大まつりの人出数 (平成 29 年) 項目 数 観光客 22,002 千人 SENDAI光のページェント 2,810 千人 仙台七夕まつり 1,786 千人 仙台・青葉まつり 971 千人 出所) 仙台市文化観光局観光課資料	表 1.5-5 仙台市への観光客と三大まつりの人出数(<u>令和元</u> 年) 項目 数 観光客 <u>入込数</u> 21.811 千人 SENDAI光のページェント 位台七夕まつり 位台七夕まつり 位台・青葉まつり 2,249 千人 山台・青葉まつり 出所)仙台市文化観光局観光課資料	時点修正
P23 第 1 章 第 8 節 の活動体制	出所 仙台市文化観光局観光課資料 1. 災害活動体制 (1) 略 (2) 情報連絡体制の強化 警戒事態が発生したときは、危機管理監が指示し、関係局主管課、各区区民生活課及び関係課の職員の連絡体制を強化する。また、状況により指示を受けた関係局主管課及び各区区民生活課が自ら気象情報及び災害情報等の収集に努める。 なお、危機管理監不在時は、危機管理室長、危機管理室参事及び総務局総務部長(災害警戒本部体制も同様とする。)が代行する。 対象部局 原子力災害対策 危機管理室、総務局、市民局、健康福祉局、子供未来局、環境局、経済局、文化観光局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、各区 * 危機管理監は、災害の状況に応じ対象部局を追加又は減少することができる。 (3) 災害警戒本部体制 (中略) イ 警戒対象部局 原子力災害対策 経済局、文化観光局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、各区 * 危機管理監は、災害の状況に応じ対象部局を追加又は減少することができる。 ウ 警戒本部の組織 警戒本部の組織 警戒本部の組織 警戒本部長:危機管理監長、危機管理室参事、総務局総務部長 警戒部長:危機管理室長、危機管理率を持続を持続を持続を持続を持続を持続を持続を持続を持続を持続を持続を持続を持続を	出所 仙台市文化観光局観光課資料 1. 災害活動体制 (1) 略 (2) 情報連絡体制の強化 響戒事態が発生したときは、危機管理監が指示し、関係局主管課、各区区民生活課及び関係課の職員の連絡体制を強化する。また、状況により指示を受けた関係局主管課及び各区区民生活課が自ら気象情報及び災害情報等の収集に努める。なお、危機管理監不在時は、危機管理局次長、危機管理局危機管理部長、危機管理局防災・減災部長、危機管理局参事及び総務局総務部長(災害警戒本部体制も同様とする。)が代行する。対象部局 原子力災害対策 危機管理局、総務局、市民局、健康福祉局、子供未来局、環境局、経済局、文化観光局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、各区 * 危機管理監は、災害の状況に応じ対象部局を追加又は減少することができる。 (3) 災害警戒本部体制 (中略) イ 警戒対象部局 「原子力災害対策 経済局、文化観光局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、各区 * 危機管理監は、災害の状況に応じ対象部局を追加又は減少することができる。 ウ 警戒本部の組織 警戒本部の組織 警戒本部の組織 警戒本部の組織 警戒本部長:危機管理局 危機管理局 危機管理 危機管理局 危機管理局	組織改正を反映
	区警戒本部長:まちづくり推進部長 区警戒副本部長:区民部長 区警戒部長:区民生活課長 総務課長	区 警 戒 本 部 長 : まちづくり推進部長 区警戒副本部長: 区民部長 区 警 戒 部 長 : 区民生活課長	

旧頁	IB	新	備考
	図 1.8-1 警戒本部の組織 エ ~ オ 略 カ 警戒本部の組織 警戒本部の組織 警戒本部の庶務は,危機管理率危機管理課,危機管理率防災計画課,危機管理率減災推進課,総務局広報課,及び消防局指令課が行う。 キ ~ コ 略 (4) 災害対策本部体制	総務課長 まちづくり推進課長 図 1.8-1 警戒本部の組織 エ ~ オ 略 カ 警戒本部の組織 警戒本部の庶務は,危機管理 <u>局</u> 危機管理課, <u>危機管理局危機対策課,</u> 危機管理 <u>局</u> 防災 計画課,危機管理 <u>局</u> 減災推進課,総務局広報課,及び消防局指令課が行う。 キ ~ コ 略 (4) 災害対策本部体制	組織改正を反映
	ア ~ オ 略 カ 災害対策本部事務局 ① 構成 災害対策本部事務局の構成は、次のとおりとする。 表 1.8-3 災害対策本部事務局の構成 事務局長 危機管理 室長	ア ~ オ 略 カ 災害対策本部事務局 ① 構成 災害対策本部事務局の構成は、次のとおりとする。 表 1.8-3 災害対策本部事務局の構成 事務局長 危機管理局危機管理部長	
	事務局次長 危機管理室参事 総務局総務部長 「	事務局次長 事務局総括 「 「	仙台市災害対策
	 ② 略 ③ 局・区等の情報連絡員の派遣 各局長及び区長は、あらかじめ保長相当職にある者のうちから 3 名を指名し、派遣順位を定め、1名を災害対策本部事務局に派遣するものとする。なお、事務局長は、必要に応じ部及び区災害対策本部に情報連絡員の増員を求めることができる。 ④ ~ ⑤ 略 	② 略 ③ 局・区等の情報連絡員の派遣 各局長及び区長は、あらかじめ3名を指名し、派遣順位を定め、1名を災害対策本部事務局に派遣するものとする。なお、事務局長は、必要に応じ部及び区災害対策本部に情報連絡員の増員を求めることができる。 ④ ~ ⑤ 略	
	キ 略 ク 区災害対策本部 ① ~ ⑤ 略	キ 略 ク 区災害対策本部 ① ~ ⑤ 略	

旧頁	IE	新	備考
	⑥ 区本部事務局	⑥ 区本部事務局	
	a. 構成	a. 構成	
	区本部事務局の構成は、次のとおりとする。	区本部事務局の構成は、次のとおりとする。	
	表 1.8-5 区本部事務局の構成	表 1.8-5 区本部事務局の構成	
	事務局長 まちづくり推進部長	事務局長 まちづくり推進部長	
	事務局次長 区民部長	事務局次長 区民部長	
	事務局総括 区民生活課長、総務課長、まちづくり推進課長	事務局総括 区民生活課長、総務課長、まちづくり推進課長	仙台市災害対策
	事務局員 区民生活課員 総務課員 まちづくり推進課員 <mark>指定動員職員</mark>	事務局員 区民生活課員 総務課員 まちづくり推進課員	本部事務局等の組織及び運営に
	(以下略)	(以下略)	関する要領に整合
P32 第1章 第8節 市 の活動体制	2. 職員の配備・動員計画 (中略)(1) 配備計画配備計画は、警戒配備及び非常配備から構成する。	2. 職員の配備・動員計画 (中略)(1) 配備計画配備計画は、警戒配備及び非常配備から構成する。	
	アの警戒配備等	アの警戒配備等	
	(中略)	(中略)	
	① 略	① 略	
	② 警戒配備の伝達	② 警戒配備の伝達	
	警戒配備は, 危機管理 <mark>室</mark> 危機 管理 課長から警戒対象部局の主管課長, 区は区民生活課長に伝達する。	警戒配備は,危機管理 <mark>局</mark> 危機 <mark>対策</mark> 課長から警戒対象部局の主管課長,区は区民生活課長に伝達する。	組織改正を反映
	a. 伝達方法	a. 伝達方法	
	・警戒対象部局に一斉 FAX 及び電話等で伝達する。	・警戒対象部局に一斉 FAX 及び電話等で伝達する。	
	・職員非常呼出システムにより警戒対象部局の主管課長及び各区区民生活課	・職員非常呼出システムにより警戒対象部局の主管課長及び各区区民生活課	
	長に伝達する。	長に伝達する。	
	b. 伝達系統図	b. 伝達系統図	
	指示 伝達 警戒対象部局 の主管課長 (区は 区民生活課長) 局・区の関係課長等 課内連絡網による	指示 伝達 警戒対象部局 の主管課長 (区は 区民生活課長) 局・区の関係課長等 課内連絡網による	
	図 1.8-3 警戒配備の伝達系統図	図 1.8-3 警戒配備の伝達系統図	

旧頁		新	備考
	 ③ 略 ④ 情報連絡体制の強化 情報連絡体制の強化の指示については、危機管理監が行い、伝達については危機管理室減災推進課長より、警戒対象部局の主管課長、区は区民生活課長に伝達する。 (以下略) 	 ③ 略 ④ 情報連絡体制の強化 情報連絡体制の強化の指示については、危機管理監が行い、伝達については危機管理<u>局危機対策</u>課長より、警戒対象部局の主管課長、区は区民生活課長に伝達する。 (以下略) 	組織改正を反映
P37 第1章 第8節 市 の活動体制	関係局区等 事 務 又 は 業 務	3. 各局区事務分掌 関係局区等	組織改正を反映
P40 第2章 第1節 情 報収集と連 絡体制	 1. 平常時の備え (1) 情報収集体制の整備 ア ~ エ 略 オ 移動通信系の活用体制の整備 市は、関係機関と連携し移動系防災無線、携帯電話等による移動通信系の活用体制の整備に努める。 	 平常時の備え (1) 情報収集体制の整備 ア ~ エ 略 オ 移動通信系の活用体制の整備 市は、関係機関と連携し防災行政用無線(デジタル移動通信系及び IP 系),携帯電話等による移動通信系の活用体制の整備に努める。 	IP 系無線の整備・運用開始に 伴う修正